平成２２年（フ）第１６０６号
愛知県北名古屋市九之坪鴨田51番地
破産者　有限会社愛将プラスチック
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１８２号
大阪市浪速区湊町１丁目４番38号
破産者　株式会社ラミＮＯＶＡ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２７１号
大阪市生野区舎利寺３丁目10番８号
破産者　株式会社真栄興業
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７５号
大阪府交野市郡津３丁目27番５号
破産者　有限会社畑野工務店
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７９０号
大阪市淀川区東三国４丁目３番10号
破産者　株式会社コーパン
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６３６号
大阪市東成区中本１丁目４番15号
破産者　夢住宅株式会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１８２号
大阪市東住吉区西今川１丁目24番９号
破産者　株式会社三宝田中商店
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６号
大阪府東大阪市池島町２丁目１番１号
破産者　株式会社大阪カロカ急配
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２号
大阪市旭区新森６丁目４番15号
破産者　有限会社渡辺商会
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０３３号
大阪市港区波除５丁目５番23号
破産者　株式会社ジュエリー
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３１号
大阪府高槻市紺屋町９番35号
破産者　株式会社ＯＫ総合設備
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０４号
大阪市中央区南本町１丁目３番21号
破産者　株式会社パルモ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５８号
大阪市天王寺区逢阪２丁目１番15号
破産者　有限会社健食ノバ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５５号
長野県松本市中央２丁目５番13号
破産者　有限会社イマジン
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５４７号
大阪府八尾市木の本２丁目129、商業登記簿上の本店所在地大阪府八尾市南木の本２丁目77番地の18
破産者　有限会社ライフワーク
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３６号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目２番１号
破産者　ケイアンドケイ設計株式会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０２号
大阪市福島区吉野４丁目18番２号
破産者　兼平運輸機設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０２２号
大阪府吹田市江坂町１丁目18番16号
破産者　アプライズリンク株式会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０５２号
大阪府八尾市堤町３丁目27番地の３
破産者　株式会社坂東設備
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１５号
堺市南区稲葉３丁1560番１
破産者　有限会社山友建設
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
大阪府松原市松ケ丘３丁目５番11号
破産者　株式会社ＴＥＮＫＥＩ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
兵庫県伊丹市北伊丹２丁目34番地
破産者　株式会社コーヨーテック
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１０号
兵庫県伊丹市西台１丁目８番６号
破産者　日本システムサービス株式会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部